

議題(1)介護保険関係施設の整備について

1 概要

第9期介護保険事業計画期間(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)において、整備目標として掲げている地域密着型サービスのうち、令和6年度及び令和7年度に実施した公募で応募法人がなかったサービスについて、再度公募を実施する。

No.	サービス	開所年度	施設数	定員	整備圏域
1	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	令和8年度以降	1施設	18人	指定なし
2	看護小規模多機能型居宅介護	令和8年度以降	1施設	登録29人	指定なし

2 整備方法

市が公募を行い、適正な運営事業者を選考した上で、整備を行うものとする。

3 運営事業者の決定方法

厳正かつ公平に選考を行うため、「刈谷市介護保険サービス事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。委員会において、応募者の中から最も適正な運営ができると見込まれる事業者を選定し、委員会の選定結果を踏まえて、市が決定する。

4 委員会の構成

委員7人

〔 学識経験者、公認会計士、刈谷市社会福祉協議会職員、
地域包括支援センター職員、民生委員・児童委員、介護相談員、市職員 〕

5 スケジュール

時期	内容
6月1日～7月31日	事前申出書の受付
8月3日～8月10日	公募申請書及び開設提案書の受付
9月中～下旬	委員会の開催
10月上旬	運営事業者の決定及び選考結果の通知
11月10日	結果報告(第3回懇話会)